

7-6 その他(労働協約の改定等)

(1) 労働協約改定

全日本海員組合と外航労務部会は、平成 22(2010)年度の労働協約改定につき、即日妥結した。今時改定では、協約有効期間の延長、および平成 22(2010)年 6 月 30 日より施行される「育児休業、介護休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法等の一部を改正する法律」に係わる省令および告示等の改正内容を踏まえた協定書の必要整備に関する確認書の締結が行われた。

(2) 協議会(安全)

平成 21(2009)年に入り、アデン湾に加え、ソマリア東方沖での海賊被害が増加したことに伴い、同年 5 月 13 日に開催した協議会(安全)に於いて、従来のアデン湾に設定した「ハイリスクエリア」にソマリア東方沖(400 マイル)の海域を追加することに合意(慰労金支給、および入出域報告を含む)。その後も、12 月 24 日、全般的な安全対策について協議した。

(3) 女性船員に関する協議会

「女性船員に関する協議会」は、平成 19(2007)年 4 月より男女雇用機会均等法が一部改正されたことに伴い、平成 20(2008)年度の労働協約改定に際し、女性船員の妊娠・出産期間の扱い中央交渉での協議事項であるとの要求を受け、外航労務部会と全日本海員組合の間に設置された。

平成 21(2009)年 9 月 18 日に開催した第 5 回協議会において、労使双方において確認書が締結され、医師の診断により妊娠が判明した女性船員は、休業の申し出の日から産後 8 週間を経過するまでの間、休業を取得できることになった。また、休業期間中は、産前産後休業員の社会保険被保険者資格は存続し、産前産後休業終了後は、その翌日から原職または原職相当職に復帰できることを合意した。